

令和7年度 第1回 小山町総合教育会議 次第

日時 令和8年2月26日(木) 15:30～

場所 小山町役場 4階会議室

1 開 会

2 町長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 会議事項

第3次小山町教育大綱について

小中一貫校化の進捗状況について

5 その他

6 閉 会

第3次 小山町 教育大綱

～「富士山頂のあるまち」「金太郎生誕の地」にふさわしい

元気で、明るく、心豊かな人づくり ～



富士山頂と金太郎のまち おやま

令和8年4月

小 山 町

1 策定の趣旨

小山町教育大綱（以下、「大綱」という。）は、町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、町長が小山町総合教育会議（町長、教育委員会で構成）での協議を踏まえ、策定するものです。

2 位置付け

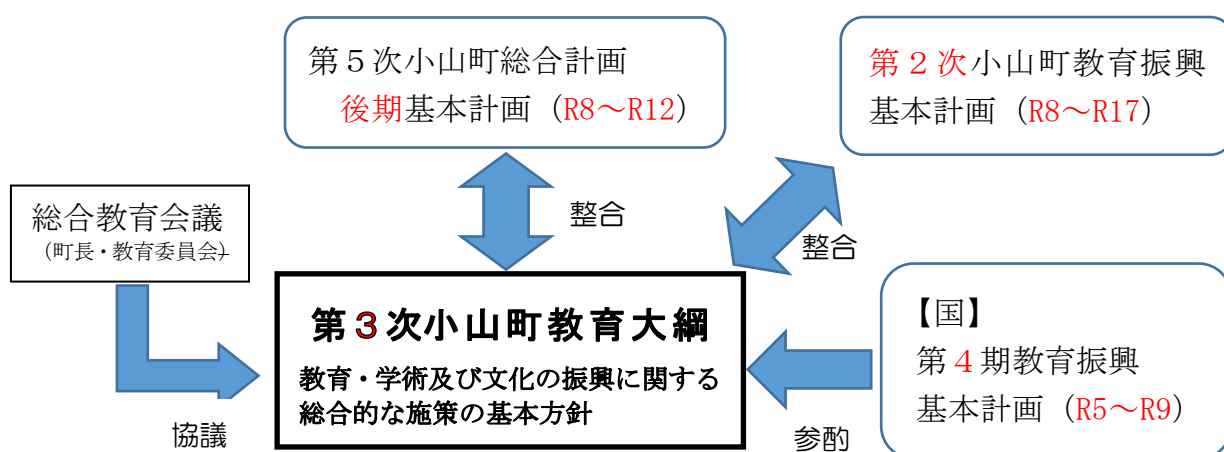
（1）定義

大綱は、町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。策定に当たっては、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて定めることとされています。

（2）町総合計画及び町教育振興基本計画との関係

大綱は、町政運営の総合的な指針を定めた「第5次小山町総合計画後期基本計画」及び「第2次小山町教育振興基本計画」と整合を図っています。

●小山町教育大綱の位置付け



3 計画期間

計画期間は令和8年度から12年度までの5年間とし、必要に応じて見直すこととします。

※「第5次小山町総合計画後期基本計画」の計画期間に合わせています。

4 基本理念

「富士山頂のあるまち」「金太郎生誕の地」にふさわしい
元気で、明るく、心豊かな人づくり

5 基本方針

(1) 誰一人取り残さない教育の推進と持続的に学び続ける人材の育成

- ・基礎・基本の確実な定着を図りつつ、思考力・判断力・表現力の向上と主体的・対話的で深い学びを推進し、「確かな学力」を育成します。
- ・個別最適な学び・協働的な学びの一体的充実やインクルーシブ教育システム(※)の推進による多様な教育ニーズへ対応します。
- ・道徳教育、人権教育の充実、様々な体験活動、多世代交流を通じて、自己肯定感と「豊かな心」を育成し、社会性の習得に努めます。
- ・スポーツ・レクリエーション活動や食育を通じて健康づくりを進め、体力を増進するとともに、「健やかな体」を育成します。

※インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み（障害者の権利に関する条約第24条）（出典：国立特別支援教育総合研究所ホームページ）

改正のポイント

- ・学力の育成に向け、「思考力・判断力・表現力」の向上、および「主体的・対話的で深い学び」の推進を具体的に明記した。
- ・「多様な教育ニーズへの対応」は、多様な個性や特性、背景を有する子どもが多くなっている実態に向き合うために追加した。
- ・「豊かな心」の育成において、「自己肯定感」の醸成を盛り込んだ。

(2) 郷土に誇りと愛着を持つ教育の推進

- ・子どもたちが自ら郷土に誇りと愛着を持つことができるよう、小山町の自然環境、歴史、文化等を体験的に学ぶ機会を提供します。

（３）未来へ飛翔する人材の養成

- ・子どもの語学力やコミュニケーション能力の向上を図るほか、国際交流を通じて、**多文化理解と幅広い視野を持つ**グローバル人材の養成を図ります。
- ・**探究活動や地域連携の質の高い学習を推進し**、次世代のまちづくりを担うリーダーの育成を図ります。
- ・**教育D Xを推進し**、ICTの活用など、時代に即応した教育環境**を整備し、情報活用能力などデジタル社会に生きる力を身につけて**いきます。

改正のポイント

- ・グローバル視点の拡充として、語学力向上に加え、「多文化理解」と「幅広い視野」を追記した。
- ・探究学習や地域連携学習の推進による次世代リーダー育成とした。
- ・教育D Xを推進することを明記した。

（４）地域社会全体で取り組む教育の推進

- ・**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を核とし**、家庭、地域、学校が連携して様々な教育活動に取り組み、子どもの健やかな成長を支えます。
- ・家庭教育の自主性を尊重しつつ、**子育て相談や就学援助等の活用を通じて**、地域社会全体で家庭教育を支援します。

改正のポイント

- ・地域、学校、家庭の連携・協働活動の柱として「コミュニティ・スクール」の役割を明確に位置づけた。
- ・家庭教育支援において、従来の相談事業に加え「就学援助等の活用」に言及し、経済的な視点を含めた総合的な支援体制を意識した。

（５）安全・安心で質の高い教育環境の整備

- ・乳幼児期にふさわしい遊びや生活の充実を図り、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎を培います。
- ・子育て相談や児童の放課後支援等を充実し、子育てしやすい環境を整備します。
- ・教育施設の**計画的な維持管理**、安全点検の徹底、防犯・防災教育の**充実により**、安全で快適な**学びの場**を確保します。
- ・いじめの防止と生命尊重の教育を推進し、すべての子どもが安心して過ごせる**学校づくりに努めます**。

- ・障がいの有無にかかわらず、町民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインに配慮した取組を推進します。
- ・小中一貫教育を推進し、少子化・人口減少社会に対応したより豊かな学びの環境を整えます。
- ・県立小山高等学校との連携を強化し、0歳から18歳までの一貫した魅力的な教育を推進します。

改正のポイント

- ・「安全点検の徹底」、「防犯・防災教育」を一文にまとめた。
- ・いじめ防止や命の大切さ教育は維持しつつ、「安心して過ごせる学校づくり」の文言へ整理した。
- ・小中一貫教育の推進を明記した。
- ・小山高校の魅力化を意識し、「0歳から18歳までの一貫した教育」を明記した。

（６）生涯学習の推進

- ・町民が生涯にわたって主体的に学び続け、心身共に健康で豊かな暮らしを実現できるよう、多様な学習機会の提供と学習成果の発表・発信の場を充実します。
- ・学習を通じて人と人とがつながり、交流を深める豊かな地域社会づくりを目指し、生涯学習を推進します。
- ・図書館サービスを充実させ、幼少期からの読書活動を推進します。

改正のポイント

- ・「学習成果の発表・発信の場」の充実を明記し、学習意欲を持続させる仕組みづくりを重視した。
- ・「図書館サービス」の充実と「幼少期からの読書活動」の推進を具体的な項目として追加した。

（７）文化芸術活動の振興

- ・町民が文化芸術に親しみ、地域への誇りや愛着を持てるよう、鑑賞・体験・発表機会の提供と充実を図ります。
- ・地域で行う文化芸術活動を支援するほか、町内の貴重な歴史文化資源の保存・活用に努め、文化の継承と担い手の育成を推進します。

改正のポイント

- ・文化芸術に加え、町の財産である「歴史文化資源の保存・活用」に明確に言及し、文化・歴史を一体として振興する方針を示した。
- ・文化の継承と「担い手の育成」を支援することを明記し、活動の持続可能性を高める視点を加えた。

(8) スポーツ・レクリエーション活動の振興

- ・町民が運動習慣を身に着け、心身ともに健康になり、地域の一体感や活力の向上につながることを目指します。
- ・観る・実践する・交流する機会の充実と、誰でも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりを進めます。
- ・選手、団体、指導者など、スポーツ活動を支える人材を育成し、その活動を支援します。

改正のポイント

- ・町民の参加機会を具体化するため、スポーツへの関わり方を「観る・実践する・交流する」機会の充実として明記した。

(件名) 小中一貫校化の進捗状況について

1 経 過

【令和6年度】

《会議》

令和7年 1月 21日 小山町総合教育会議にて、小中一貫校化の方針の確認

令和7年 3月 18日 議会議員懇談会にて説明

《視察》

令和7年 2月 5日 福井県敦賀市立角鹿小中学校

【令和7年度】

《会議》

令和7年 4月 3日 須走小中一貫校に向けた基本方針策定会議①

令和7年 5月 9日 須走小中一貫校に向けた基本方針策定会議②

令和7年 7月 22日 第1回須走小中一貫校設立検討会議

令和7年 12月 24日 第2回須走小中一貫校設立検討会議

《地域説明会》

令和7年 5月 21日 須走小中一貫校化についての地域説明会

令和7年 8月 5日 小山中・北郷中学校区の区長に一貫校化について説明

令和7年 12月 17日 北郷中学校区小中一貫校化地域説明会

令和 7 年 12 月 18 日 小山中学校区小中一貫校化地域説明会

《視察》

令和 7 年 9 月 3 日 長野県信濃町立信濃小中学校視察

令和 7 年 12 月 9 日 大阪府堺市立さつき野学園視察

令和 7 年 12 月 22 日 福島県福島市立松陵義務教育学校視察

2 須走小中一貫校化について

(1) 須走小中一貫校設立検討会議の設置

- ①構成員：地区区長会長、主任児童委員、あざみの会、小・中 P T A 会長、
富士学校総務部、浅間神社宮司、支所長、小・中・こ職員、教育次長

- ②検討事項 小中一貫校の学校運営、教育内容に関すること。

その他小中一貫校に関して必要なこと。

- ③専門部会 専門的な事項を調査研究するために置く。

(総務部会、学校運営部会、P T A 部会、施設関係部会)

(2) 専門部会での検討

① 総務部会

ア 通称名 「小山町立須走小中一貫校」とする

- ・通称名（法的な「校名」とは別の名前で一般に知らしめる名前）

定着しやすい名前としたい。

- ・「須走小中学校」よりも「須走小中一貫校」の方が一貫教育を行っていることを一般に知らしめることができる。

- ・「一貫学校」よりも「一貫校」と呼ぶことが多くなると予想される。

イ 校章 小学校と中学校の校章を、現状のまま使用

- ・中央に地域のシンボル「富士山」をかたどり、周りに雪の結晶をあしらった。富士山のように気高くおおらかに、雪のように清らかにとの願いがデザイン化されている。

- ・小学校、中学校共に昭和 25 年に校章が制定された。2 つのデザインは似

ており、開校の段階で「小中一貫校としての校章」を全く新しいデザインで作成する必要はない。



小学校記念誌



小学校記念門



中学校昇降口



中学校制服

ウ 学年制度 6・3制とし、呼び名を「小学部」「中学部」とする

・中学校1年生を「7年生」、中学校2年生を「8年生」、中学校3年生を「9年生」と呼ぶ

エ 儀式的行事

儀式名	実施日	参加者等
始業式	入学式の前	2～9年生
入学式 小学校体育館		1～9年生 (1・9年生手つなぎ入場) 1年生保護者
中学部開始式	入学式の翌日等	学年集会形式で実施する 7年生 7年生保護者(希望者のみ) 来賓は呼ばない
↓	↓	↓

小学部修了式	卒業式の前日等	学年集会形式で実施する 6年生 6年生保護者（希望者のみ） 来賓は呼ばない
修了式	卒業式の前	1～8年生
卒業式 中学校体育館		1～9年生 9年生保護者

・儀式的行事を合同で実施することは、子供たちにとって、9年間を通した学びを強く意識する機会になる。

・入学式と卒業式における児童生徒（在校生）の参加体制は、来年度の準備が進む中で無理のないように適宜変更していく。

オ 開校式 令和9年4月

- ・先進校から、4月に開校式を実施するのは負担がかかったと聞いている。しかし、子供にとって、開校を強く意識するために、開校時の4月を逃さずに実施する。開校式は、校長挨拶、来賓祝辞、児童生徒代表の言葉を中心とした簡素なものとし、教職員や子供にとって過重負担とならないようにする。

カ 校旗 現在の校旗を小学部、中学部でそれぞれ使用

- ・入学式、卒業式は、小学部と中学部の校旗を並べて置く。
- ・小学部修了式は、小学部の校旗を会場に置く。
- ・中学部開始式は、中学部の校旗を会場に置く。

キ 校歌 現在の校歌を小学部、中学部でそれぞれ使用

- ・入学式で小学部の校歌、卒業式で中学部の校歌を歌う。
- ・須走小学校と須走中学校は、一つの小学校と一つの中学校による一貫校化のため、どちらかの校歌を採用するのは不自然である。
- ・両方歌ったり、片方だけを歌ったり、状況によって考える。
- ・今後、施設設備面等で動きがあった時に合わせて新校歌を制定することを考えてもよい。

② 学校運営部会

ア 小学校、中学校の日課について

- ・現状における週時程、日課等の情報共有

イ 令和9年度に向けた教育課程編成について

- ・共同実施する行事や週時程、日課等に関する検討

※町内統一の週時程や日課を令和 8 年度から採用予定

ウ 制服の変更についての検討

- ・詰襟、セーラー服からブレザー型への変更
- ・ジェンダー問題、気候（酷暑、寒冷）に対する対応などを考え、ブレザー型を採用 → 制服製造業者の選定（11 月 13 日に実施）

エ 今後の検討内容

- ・行事予定について

小・中学校における令和 8 年度教育課程編成と共に、令和 9 年度に向けた行事予定等に関する検討を行う。小・中学校の統一された日課や行事の実施などを踏まえ、教職員からも意見をもらう。

- ・制服の変更について

スクールカラーの決定を踏まえ、制服製造業者からデザイン案の提案を受ける。その案を元に、児童生徒からの意見、学校側の考えなどを考慮し、最終検討を行う。制服の検討と同時に、ジャージについてもデザイン変更を行う予定。制服と同様の手順で、年度内にデザイン案を決定する。

③ P T A 部会

ア 組織

- ・基本的には一つの組織にする

運動会等の行事がまとまらない場合は、役員の負担が増えるので一つの組織にするのは難しい可能性あり。（学校運営部会との調整）

イ 今後の検討内容

- ・規約の見直し ・編成
- ・何年役とするのか ・会計 等

④ 施設関係部会

ア 児童・生徒・教師の移動通路

- ・安全面を考え児童・生徒の移動を簡素化する。⇒渡り廊下の新設

イ 職員が一同に会して会議・研修ができる部屋

- ・中学校のコンピューター室や小学校の視聴覚室を整備

ウ 防火・防犯設備

- ・安全を最優先とし、防火・放送設備の共通化
- ・内線電話の拡大を検討

3 北郷中学校区一貫校化について

(1) 北郷小・中学校運営協議会との連携

それぞれの学校運営協議会との連携を密にする。

(2) 北郷小・中一貫校化本部会の設置

小・中学校の校長、教頭、教務主任で、令和9年度から始まる一貫校化の準備に向けて協議する場を設け、両学校間でできることはどんどん進めるという

方針を共有した。

(3) 今後の取組

① 小・中学校の単年度目標である「合言葉」を統一

北郷小中の合言葉を「学びをたのしみ 心をつなぐ」とした。

ア 子供主体の授業をととして子供たちが学びを楽しむ。

イ お互いを大切にする心を持ち、一人一人の子供が、友だち、先生、保護者、地域の方とつながる。

② 小・中学校で連携して行う教育活動の設定

ア 小・中合同引渡し訓練

イ 小・中合同フリー参観日（年1回）

- ・地域住民やこども園保護者にも声をかけ、興味のある校種の授業を誰もが参観できる仕組みにする。

ウ 小・中教職員による情報交換会（年2回）

- ・町内日課で想定している木曜日の放課後を活用する。
- ・小・中の教職員が互いの学力観を共有し、連携を意識した授業を実践する。

エ 中学校職員による小学校6年生への指導

- ・中学校教諭が小学校の授業に乗入れ、中学校入学までに準備しておきたいことや心構え等を話す。

オ 小学校6年生を対象とした部活動・諸活動の見学（10月に2回程度）

- ・小学校6年の希望者が中学校の部活・諸活を参観できる日を設定する。10月に設定することで、今後の見通しを持った生活に生かす。

カ 中学校の授業参観（小学校職員対象）

- ・サキドリ裁量アである中学校金融の授業を小学校職員が参観する。まずは、管理職から行う。

4 小山中学校区一貫校化について

（1）小山中校区 4 校交流推進委員会・研修会の設置

① ねらい

- ・ 4 校の教職員が協力・連携し、9 年間を見通した長いスパンで、児童・生徒を見守り、支援していく。
- ・ 児童・生徒及び、4 校の教職員の交流活動を「系統的」かつ「継続的」に実施し、児童・生徒の学習に対する興味・関心を高め、自ら学ぶ意欲を育てる。
- ・ 保護者への啓発や交流活動から「中学校」を理解し、児童や保護者が中学校生活に対する不安を取り除き、夢と希望にあふれる進学を実現する。

② 運営組織

- ・ 会長 小山中学校長
- ・ 副会長 成美小校長 明倫小校長 足柄小校長
- ・ 事務局長 小山中教頭
- ・ 推進委員 小山中教頭 成美小教頭 明倫小教頭 足柄小教頭
- ・ 推進委員会 事務局長 推進委員、（必要に応じて、教務主任出席）
- ・ 低・中・高学年部 小中連携部

③ 具体的な活動

ア 各校共通の取組

- ・ 聴くこと あいさつ（相手意識をもって）

イ 活動内容

- ・ 5月12日 中1授業公開、情報交換会 推進委員会①
- ・ 5月16日 第1回小学校部学年部会
- ・ 6月25日・26日 宿泊体験学習（5・6年 青少年交流の家）
- ・ 7月25日 懇親会
- ・ 8月8日 推進委員会②
- ・ 10月16日 小学校3校交流会（3.4年部 合唱交流会 合同体育）
- ・ 10月24日 小学校3校交流会（5年部 道徳授業）
- ・ 11月6日 小山中校区防災教育連絡会議
- ・ 1月16日 第2回小学校合同学年部会
- ・ 1月22日 出前授業（中学校教員 足柄小へ 音楽授業）
- ・ 2月4日 4校次年度行事日程打合せ
- ・ 2月5日 3小学校交流会
- ・ 2月5日 小山中中学校新入生入学説明会（中1・6年合同授業）
- ・ 2月20日 出前授業（中学校教員 成美小へ 音楽授業）
- ・ 2月24日 推進委員会③
- ・ 2月25日 出前授業（中学校教員 明倫小へ 音楽授業）
- ・ 3月12日 中学3年生母校訪問

5 今後の進め方

(1) ここまでの確認事項

- 令和9年度より、小山中校区・北郷中校区は「分離型小中一貫校」とする。

須走中学校区は「一体型小中一貫校」とする。⇒ 学校管理規則の改正

- 地域説明会を中学校区ごとの一貫校化の進捗状況に合わせて実施する。

また、広報おやま等により周知に努める。⇒ 地域協力体制の構築

(2) 令和8年度からの見通し

<小山中・北郷中学校区>

- 「分離型」での一貫校化により、『一貫校化』というよりも『一貫教育』の推進に努める。このとき、教職員による授業改善のみならず、地域の協力による小中連携行事、小小連携行事、小中地域連携行事等の検討を開始する。

⇒ 学校、学校運営協議会間での話し合いで進める。

- 児童生徒数の減少や校舎の老朽化等を踏まえ、「一体型」への見通しを模索する。併せて、小中の別々の学校運営協議会のあり方の検討に入る。

⇒ 学校及び学校運営協議会、教育委員会間で、学校運営協議会組織の改編、また、必要に応じて、小中一貫校設立検討会議を立ち上げ、具体的な「一体型」への移行を模索する。

<須走中学校区>

- 須走小中一貫校設立検討会議及び専門部会での決定事項を学校運営協議会や須走地区区長会等で共有し、令和9年度開校に向けた具体的な諸準備を

進める。

⇒ 令和9年開校時までには決定すべきこと、9年度以降に検討が必要なこと
について、須走小中一貫校設立検討会議において整理し、順次、改善して
いく。

<本ひな型について>

- 改正給特法により、服務監督教育委員会は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という）に即して業務量管理・健康確保措置実施計画（次頁以降「計画」という）を策定することとされています。
- 本ひな型は、教育委員会における計画の策定に当たって、地域の実情に応じた実効性のある計画策定を支援する観点から、策定にかかる事務負担の軽減にも資するよう、一つの参考例として作成したものです（あくまで例であり、本ひな型通りに作成しなければならないということではありません）。
- なお、既に学校における働き方改革等に関するアクション・プラン等、既存のものがある教育委員会においては、その内容が指針に即しているかを確認の上、必要に応じて修正・追記等すればよく、必ずしも本ひな型と同様の形にする必要はありません。

○市／町／村立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画（例）

計画の名称を「業務量管理・健康確保措置実施計画」とする必要は必ずしもありませんが、給特法第8条に基づくものであることが明確になっていることが望ましいと考えられます。

令和8年〇月

○市／町／村教育委員会

複数の教育委員会において、共同して策定することも可能ですが、各教育委員会が自ら服務を監督する教育職員に係る措置を適切に講ずるとともに、計画の公表や総合教育会議への報告等については、各教育委員会で行う必要があります。

目 次

1. 計画の趣旨・現状 3
2. 目標 4
3. 計画の期間 5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 9

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における
日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける
校外の見回り、
児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理
(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間
の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や
不当な要求等の学校では対応
が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、
デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・
管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保
守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職
員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委
託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備
の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検
を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、
機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全へ
の配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住
民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する
指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員
業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の
活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち
補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中
心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程
調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフ
との協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集
等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭
への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

静岡県版 「学校と教師の業務の3分類」

R8 アップデート小中学校版

(義務教育課)

- 教師が教師でなければならない業務に専念できるよう、市町教育委員会は、これらを踏まえて、業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 各学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、実情に応じた運用を行う。
これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

A 学校以外が担うべき業務	B 教師以外が積極的に参画すべき業務	C 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 (見守り・声かけ、通学路の点検) ☛行政職員、地域ボランティア等 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ☛警察署、行政職員、地域ボランティア等 ③学校徴収金の徴収・管理(公会計化等) ☛行政職員 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整 ☛学校運営協議会コーディネーター、地域学校協働活動推進員等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 ☛行政職員(外部委託) ⑥外部団体の募集 (広報チラシ、コンクール等) ☛行政職員、学校運営協議会コーディネーター、地域学校協働活動推進員等 ⑦体育館・運動場等の学校施設の貸し出し ☛行政職員、地域ボランティア等 ※朝の時間帯や下校時間後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合には、学校以外の管理体制を構築	①調査・統計等への回答等 ☛事務職員、スクール・サポート・スタッフ等 ②学校の広報活動・ウェブサイトの作成・管理 ☛行政職員、事務職員、スクール・サポート・スタッフ等 ③ICT 機器・ネットワーク設備の保守・管理 ☛行政職員(外部委託)、事務職員等 ④学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ☛行政職員(外部委託) ⑤校舎の開錠・施錠 ☛行政職員(機械整備)、管理職に固定せず分担見直し ⑥児童生徒の休み時間における安全配慮 ☛全職員でのローテーション、スクール・サポート・スタッフ、地域ボランティア等 ⑦校内清掃、校内掲示 ☛全職員でのローテーション、スクール・サポート・スタッフ、地域ボランティア等 ⑧部活動 ☛部活動指導員、地域団体等との連携 ⑨花壇、農園、運動場等の管理 ☛行政職員(外部委託) 地域ボランティア等 ⑩放課後の学習指導 ☛地域ボランティア等	①給食の時間における対応 ☛学級担任と栄養教諭等との連携 ②授業準備 ☛補助的業務へのサポートスタッフの参画等 ③学習評価や成績処理 ☛補助的業務へのサポートスタッフの参画等 ④学校行事の準備・運営 ☛事務職員等との連携、一部外部委託等 ⑤進路指導 ☛事務職員や外部人材との連携・協力等 ⑥支援が必要な児童生徒・家庭への対応 ☛学校外の窓口相談、専門スタッフとの連携・協力等 まず、取り組めること、取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。 

H30 校務分類整理表から

R5 県教頭会から

学校における業務改革プラン(業務量管理・健康確保措置実施計画) 概要

●概要

- ・社会の劇的な変動により学校を取り巻く環境が複雑化・多様化
- ・子どもが予測困難な社会を生きていくことができるよう、学校教育の改善・充実の必要性
- ・対応すべき様々な課題の発生により、教職員に求められる業務の質が変化し、量も増大
- ・教職員の心身の負担、教育活動の質の低下や教職そのものへの魅力の低下が懸念

- ・学校における業務改革を加速度的に進めていく必要性
- ・業務の削減・精選等を図り、授業やその準備等の時間を確保出来る環境の整備
- ・教職員のウェルビーイングの追求(教職員の心身の健康の保持増進)

- ・働きやすさと働きがいの両立
- ・より質の高い教育を実現

●本県の状況

- ・時間外在校等時間は、全体としては減少傾向(高校では3割以上の教員が月45時間超)
- ・部活動指導や校務分掌業務が高い割合
- ・精神疾患による特別休暇等が全ての校種で増加(特支では継続的に高い傾向)

●目標指標

令和10年度に目指す姿

区 分	職員の働きがい		時間外削減		健康確保措置	
目標指標	自身の仕事に働きがいを感じている教員の割合	児童生徒と向き合える「授業」の時間は楽しいと感じている教員の割合	時間外在校等時間が月当たり45時間を超える教員の割合	1年間における教員の時間外在校等時間の1箇月平均時間	精神疾患による30日以上の特例休暇及び休職者の在職者比率	年次有給休暇の年間平均取得日数
目標値(R10)	100%	100%	0%	30時間以下	1.1%以下	16日

●対象期間

- ・令和8年度から令和10年度までの3年間

●これまでの策定

- ・平成31年2月初版策定(令和4年3月改定)

●進捗管理

- ・「学校対象調査」や各所管課の調査で進捗状況等を把握し、評価実施
- ・評価結果は、次年度の施策や予算等へ反映できるようにHPで公表
- ・進捗状況と評価を総合教育会議に報告

●各取組と活動指標

目標を達成するため、取組を5つに分類
進捗管理のため、各分類毎に活動指標を設定

1 人的資源の配置・活用

- ア 教職員定数等の改善
- イ 支援スタッフの充実

活動指標

教職員人材バンクの登録者数 2,000人



2 業務量の削減

- ア 学校行事・業務の精選等
- イ 調査等の見直しと教員研修の活用

活動指標

学校行事、職員会議、校内研修等の精選・見直しに取り組んだ学校の割合 100%

クラウドを活用した県教育委員会等が行う調査の割合 30%



3 業務の効率化

- ア 総務事務集中化・事務職員の校務運営参画
- イ 校務DX(ICTの活用)
- ウ 業務効率化の好事例の横展開

活動指標

校務分掌、部活動等の統廃合による校務の整理に取り組んだ学校の割合 100%

ICTを有効活用した授業改善や校務の効率化に取り組んだ学校の割合 100%



4 地域・家庭、関係機関等との連携・協働

- ア コミュニティ・スクールの導入・強化等
- イ 効率的な部活動の推進
- ウ 関係機関との連携

活動指標

コミュニティスクールの機能を発揮・強化している学校の割合 100%

静岡県部活動ガイドラインを踏まえた学校の活動方針に沿った運動部活動の実施率 100%

中学校における休日の部活動の地域展開等に着手した市町数 33市町



5 健康及び福祉の確保に関する措置

- ア 時間外在校等時間の長時間化の是正
- イ 健康管理の実施
- ウ 柔軟な働き方の環境整備

活動指標

完全退庁時刻を20時以前に設定する県立学校の割合(定時制を除く) 100%

ストレスチェック受検率 100%

